

益田市耐震改修促進計画

平成30年 3月

(令和8年1月 一部改正)

益田市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的 1
2. 促進計画の位置づけ等 1
3. 想定される地震の規模及び被害の想定等 2

第2章 建築物の耐震化の現状

1. 住宅の耐震化の現状 6
2. 特定建築物の耐震化の現状 6

第3章 耐震化に係る目標設定

1. 住宅の耐震化の目標 9
2. 特定建築物の耐震化の目標 9

第4章 耐震化の促進を図るための施策

1. 施策の取り組み方針 10
2. 耐震化への誘導及び支援策等 11
3. 地震防災に関する啓発のための施策 11
4. 耐震化に関する普及啓発のための施策 12
5. 関係団体等による連携体制の整備 12
6. 既存耐震不適格建築物の所有者に対する法的措置等の実施方針 13

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を契機に同年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が施行された。

また、平成17年の中央防災会議において、建築物の耐震化は、死傷者及び経済被害を半減させるための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられ、平成18年1月に耐震改修促進法を改正し、国が基本方針を定め、都道府県は基本方針に基づき耐震改修促進計画を策定、市町村の耐震改修促進計画の策定は努力義務とされた。その後、平成23年3月に「東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）が発生し、日本の観測史上最大規模の地震となり、この地震によって引き起こされた津波は、東日本一帯に甚大な被害をもたらした。このような状況を踏まえ、平成25年11月には、要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等が追加されるなど法改正が行われた。また、平成28年に発生した熊本地震では、新耐震基準であっても接合部の基準が明確化された平成12年6月以前に建築された住宅にも多くの被害が発生したことから、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造建築物は耐震性が不足している可能性があると考えられる。

(2) 計画の目的

本計画は、大規模地震による住宅・建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産の保護、及び経済的な被害を軽減するため、耐震化を促進することを目的とする。

2. 促進計画の位置づけ等

(1) 促進計画の位置づけ

本計画は国が策定した基本方針及び県が策定した島根県建築物耐震改修促進計画に基づき、市内の建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示すものである。また、本計画は「益田市地域防災計画」の関連計画として平成21年3月に作成した「益田市建築物耐震改修促進計画」の見直しを行ったものである。

(2) 促進計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から令和8年度までの9年間とし、他の計画との整合性を図りながら必要に応じて見直すものとする。（前計画における計画期間：平成20年度～平成27年度、2年間の延長を行い平成29年度まで）

(3) 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は益田市全域とし、対象建築物は住宅及び、下記の①～③に該当する建

築物とする。

①多数のものが利用する建築物

耐震改修促進法における規制対象一覧				
用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※義務付け対象は旧耐震建築物

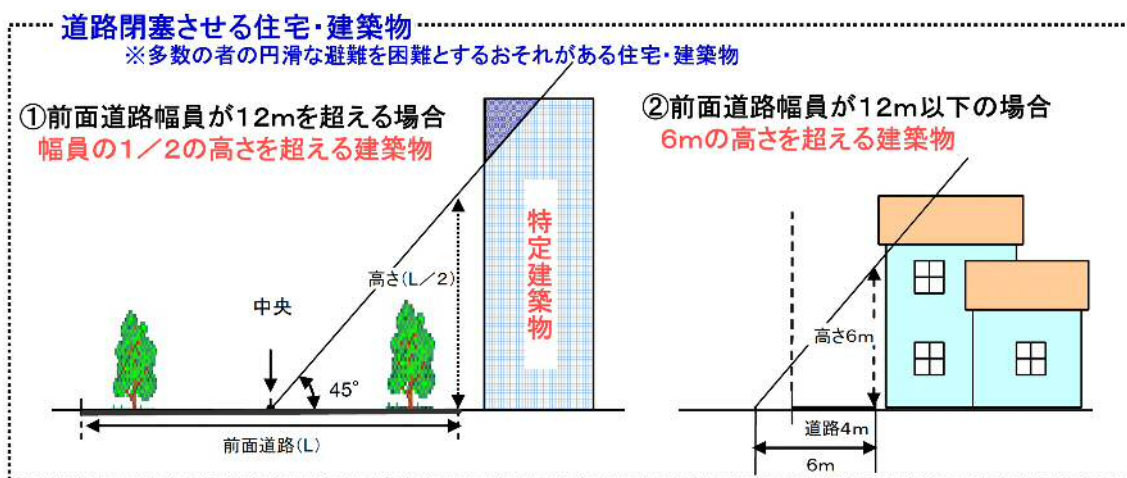
②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び道標備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m ³
④ マッチ	300マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物20t 劇物200t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

出典：平成 29 年 3 月島根県建築物耐震改修促進計画

③通行を確保すべき道路沿いの建築物の対象となる道路を閉塞させるおそれのある住宅・建築物



出典：平成 29 年 3 月島根県建築物耐震改修促進計画

3. 想定される地震の規模及び被害の想定等

(1) 地震の災害履歴

○全国で発生した近年の大規模地震

近年、全国で発生した大規模地震は、下表のとおりである。

発生 of 切迫性が高いとされる東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外の地域においても、全国各地で大規模地震が頻発しており、大規模地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっている。

近年の大規模地震

発 生 年 月 日	名 称	地震の規模 (マグニチュード)	死者/不明 [負傷者] (人)
平成 7 (1995) 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	7.3	6,434 [43,792]
平成 12 (2000) 年 10 月 06 日	鳥取県西部地震	7.3	0 [182]
平成 13 (2001) 年 3 月 24 日	広島県芸予地震	6.7	2 [288]
平成 15 (2003) 年 9 月 26 日	十勝沖地震	8.0	1 [849]
平成 16 (2004) 年 10 月 23 日	新潟県中越地震	6.8	67 [4,805]
平成 17 (2005) 年 3 月 20 日	福岡県西方沖地震	7.0	1 [1,087]
平成 19 (2007) 年 3 月 25 日	能登半島地震	6.9	1 [356]
平成 19 (2007) 年 7 月 16 日	新潟県中越沖地震	6.8	15 [2,346]
平成 20 (2008) 年 6 月 14 日	岩手・宮城内陸地震	7.2	17/6 [426]
平成 23 (2011) 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	9.0 ^{*1}	19,225/2,614 [6,219] ^{*2}
平成 23 (2011) 年 4 月 7 日	宮城県沖	7.2	4 [296]
平成 26 (2014) 年 11 月 22 日	長野県北部	6.7	0 [46]
平成 28 (2016) 年 4 月 14 日	熊本地震	7.3	88 [2,173]
平成 28 (2016) 年 10 月 21 日	鳥取県中部地震	6.6	0 [23] ^{*3}

^{*1} 地震の規模 (マグニチュード)、ただし、平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード

^{*2} 人的被害及び物的被害については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」の余震による被害 および 3 月 11 日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含む。

^{*3} 平成 28 年 (2016 年) 鳥取県中部地震は平成 29 年 1 月 4 日時点。

出典：気象庁HP被害地震資料

兵庫県南部地震の負傷者は、総務省消防庁による

○県内に被害をもたらした主な地震

島根県で発生又は影響を及ぼした主な地震は、下表のとおりである。

歴史的には県内全域で大規模地震が発生しており、全国と同様に、島根県内においても、大規模地震が、いつどこで発生してもおかしくない状況であると認識する必要がある。

島根県被害地震

発生年月日	名称 (震央地名)	地震の規模 (マグニチュード)	被害状況
880年11月23日	出雲	7.4	神社仏閣家屋転倒
1026年6月16日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1872年3月14日	石見浜田地震	7.1	死者804人、負傷者702人
1914年5月23日	島根県東部	6.3	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
1943年9月10日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
2000年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟
2001年3月24日	芸予地震	6.7	文教施設9棟、社会福祉施設3棟等で被害

出典：島根県地域防災計画（震災編）（平成26年3月）

○本市における地震災害記録

過去の地震による被害については、平成9年6月25日に山口県北部を震源とする地震が発生し、岩倉町の観測地点で震度5強を計測し、この地震で、民家、公共施設において壁の落下、ひび割れ等の被害があった。

津波については、日本海中部地震（1983年5月26日、M7.7）及び北海道南西沖地震（1993年7月12日、M7.8）に伴って発生した津波で、隠岐諸島、島根半島を中心に被害が発生したが益田市における被害記録は無い。

(2) 地震の規模想定

想定される地震の規模及び被害の状況は、平成24年度に、島根県が実施した「島根県地震被害想定調査」に基づくものである。

○想定される地震の規模と震度

想定条件

「島根県地震被害想定調査」における想定地震（陸域）は、下記の5地震であり、島根県は県内の東部、中東部、中西部および西部の5地域について、「冬の早朝（午前5時）」、「秋の昼（12時）」及び「冬の夕方（午後6時）」の3つを前提として被害想定を実施した。

	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動 の想定	津波の 想定	地震のタイプ	想定理由
陸域 の 地震	宍道湖層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震

想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層

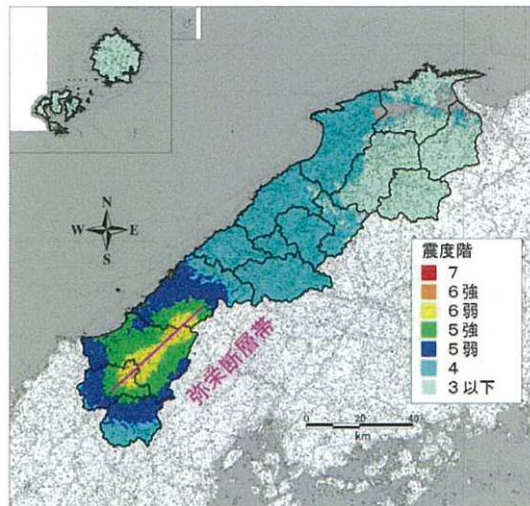
出典：島根県地域防災計画（震災編）（平成 26 年 3 月）

益田市においては、この 5 地域のうち、弥栄断層帯での地震想定が直接被害の想定ケースにあたり、本地域での被害想定については、次に示す。

（3）弥栄断層帯の地震における益田市被害想定

地震動及び液状化

- ・震度は、地表最大震度で震度 6 強を示す。
- ・液状化危険度は、浜田市から益田市の沿岸部と震源に近い山間部に発生危険度のかなり高い所が見られる。



出典：「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

弥栄断層帯 (M7.6)



震度分布図

○被害の想定

i 建築物の被害

木造建物の大破棟数（倒壊及び現状のままでは住めない状況）は揺れによるものが約 450 棟、液状化によるものが約 230 棟の被害が想定される。

ii 火災の被害

全ての独立した建物を想定対象に、設定した条件である 3 種類の季節と時刻の組み合わせで出火件数を予測している。弥栄断層帯の地震では炎上出火は起こらないと想定され、出火した場合でも消防力の運用により消火できそうな状況と想定される。

iii 人的被害

死者数は時間帯で、5 時では 6 人、12 時で 4 人、18 時で 5 人と想定される。

iv 道路被害（橋梁）

益田市を主に周辺地区を含め、国道 47 箇所、主要地方道と一般県道で 202 箇所程度の被害が予想される。

v ライフラインの被害

上水道において 24 箇所、LP ガスにおいて 29 件程度の被害が予想される。

第 2 章 建築物の耐震化の現状

1. 住宅の耐震化の現状

現状の耐震化率は、耐震診断の市内実施状況に関する統計データが無いため、基本的に国の推計を利用する。

平成 25 年度末の住宅数は、19,200 戸で、この内、新耐震基準施行前、昭和 55 年以前の住宅は 44.6%で、県推計の 40.3%と比べ若干高めとなっている。そして、耐震化率については 65%となり、県が 70%であることから、耐震化に遅れが見られることがわかる。

構造別住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

全 体	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前 の住宅 ②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性あり 住 宅 数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 率 ⑤/④ (%)
		うち耐震性能 あり ③			
木 造	7,972	8,241	16,213	9,713	60
		1,741			
非 木 造	2,658	329	2,987	2,726	91
		68			
合 計	10,630	8,570	19,200	12,439	65
		1,809			

出典：平成 25 年度住宅・土地統計調査

2. 特定建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物は、市内に 262 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 227 棟で、耐震化率は約 87%である。

多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物は市内に 187 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 171 棟で、耐震化率は 91%である。民間建築物は、市内に 75 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 56 棟で、耐震化率は約 75%であり、県の 81%に比べ低くなっている。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状①（平成 28 年度推計）

	昭和 56 年 6 月以降の建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 ⑤/④ (%)
		うち耐震性能あり ③			
多数の者が利用する建築物	159	103 68	262	227	87
災害の拠点となる建築物 (庁舎、小中学校、高校、病院、老人ホーム、体育館等)	90	85 65	175	155	89
不特定多数の者が利用する建築物 (百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場等)	16	2 0	18	16	89
特定多数の者が利用する建築物 (共同住宅、寄宿舎、下宿、事務所、工場等)	53	16 3	69	56	81

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状②（平成 28 年度推計）

	建築物数	公共建築物	公共建築物の耐震化率 (%)	民間建築物	民間建築物の耐震化率 (%)
		うち耐震性能あり		うち耐震性能あり	
多数の者が利用する建築物	262	187 171	91	75 56	75
災害の拠点となる建築物 (庁舎、小中学校、高校、病院、老人ホーム、体育館等)	175	143 128	90	32 27	84
不特定多数の者が利用する建築物 (百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場等)	18	7 7	100	11 9	82
特定多数の者が利用する建築物 (共同住宅、寄宿舎、下宿、事務所、工場等)	69	37 36	97	32 20	63

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、市内に 16 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 12 棟（昭和 56 年 6 月以降の建築物）で、耐震化率は 75%である。

(3) 通行を確保すべき道路沿いの建築物

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められた第1次～第3次の緊急輸送道路は、益田市においては下記の道路が指定されている。

道路区分	道路種別	路線名	益田市における該当路線
第1次緊急輸送道路	一般国道	山陰道（国道9号益田道路）	遠田IC～国道9号交点
	一般国道	国道9号	全線
	一般国道	国道191号	全線
	主要地方道	益田停車場線	国道9号交点～益田澄川線交点
	主要地方道	益田澄川線	益田停車場線交点～あけぼの有明線交点
	一般県道	蟠竜湖線	石見空港線交点～国道191号交点
	一般県道	石見空港線	全線
	一般県道	石見空港飯田線	全線
	一般県道	益田吉田線	国道9号交点～国道191号交点
	益田市道	中吉田久城線	全線
	益田市道	あけぼの有明線	益田澄川線交点～国道191号交点
その他	川登柏原農道	益田阿武線交点～津和野田万川線交点	
第2次緊急輸送道路	一般国道	国道488号	国道9号交点～波佐匹見線交点
	主要地方道	益田阿武線	国道9号交点～山口県境
	主要地方道	益田澄川線	あけぼの有明線交点～益田公園徳原線交点
	一般県道	蟠竜湖線	蟠竜湖高津線交点～石見空港線交点
	一般県道	蟠竜湖高津線	全線
	一般県道	波佐匹見線	国道191号線交点～国道488号線
	益田市道	久原三谷線	国道191号線交点～都茂山科線交点
益田市道	益田運動公園徳原線	国道191号線交点～益田澄川線交点	
第3次緊急輸送道路	益州市内指定なし		

平成29年島根県建築物耐震改修促進計画より抜粋

●第1次緊急輸送道路

- ・島根県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。
- ・東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、および主要な一般国道を設定する。
また、これらの路線と第1次防災拠点を連絡する路線を設定する。

●第2次緊急輸送道路

- ・県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
- ・第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する路線を設定する。

●第3次緊急輸送道路

- ・第1次及び第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡する路線を設定する

第3章 耐震化に係る目標設定

本市の耐震化は、住宅で約 65%（全国 82%、県 70%）、多数の者が利用する特定建築物で約 87%（県 86%）であり、住宅においては依然低い状況にある。今後、国・県の方針及び計画を踏まえ、次のとおり目標値を設定する。

また、耐震診断未実施の建築物が多く存在しており、耐震化の促進につながることから耐震診断も目標を設定する。

1. 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化率については、現状の 65%を県の目標である 90%とすることを目標とし、耐震化を推進する。

平成 38 年度末の住宅数を推計すると下図のように総戸数は約 19,000 戸、うち耐震性が劣るとされる住宅は 4,180 戸となり、耐震化率は 78%程度にしかならないことが予想される。

目標である耐震化率 90%を達成するためには、老朽住宅の改善をさらに進める必要があり、建替え等については約 2,200 戸（平均 170 戸／年）、耐震改修についても約 2,500 戸（平均 190 戸／年）を実施し、現状で耐震性が劣るとされる約 6,761 戸を 1,900 戸まで減少する必要がある。

住宅の耐震化の目標

（単位：戸）

	現状 （平成 25 年度末）	目標 （平成 38 年度末）	耐震化の推進 なしの場合 （平成 38 年度末推計）
S 56 年以降の住宅	10,630	12,800	12,800
S 55 年以前の住宅	8,570	6,200	6,200
耐震性あり	1,358	4,300	2,020
耐震改修済み	451		
耐震性が劣る	6,761	1,900	4,180
計	19,200	19,000	19,000
耐震化率	65%	90%	78%

平成 25 年度住宅・土地統計調査より推計

2. 特定建築物の耐震化の目標

（1）多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する特定建築物の耐震化率についても、現状の 87%を県の目標である 95%とすることを目標とし、耐震化を推進する。また、災害発生時において防災拠点建築物となる「災害時の拠点となる建築物」については 100%とすることを目標とする。

耐震診断については、公共建築物は 3 年後までに、民間建築物は 5 年後までに 100%実施することを目標とする。

小・中学校、体育館、病院、診療所、市役所、警察署等については、地震が発生した場合、

避難場所になると共に防災上重要な施設である。また、幼稚園、保育園、老人ホーム及び老人福祉センターは地震時に利用者自らが避難することが難しい施設である。よって、これらの建築物は、関係部局と連携して耐震化を促進していくこととする。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物の耐震化率についても、県の目標を踏まえ、現状の約75%を95%とすることを目標とする。

(3) 通行を確保すべき道路沿いの建築物

緊急輸送道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化率についても、県の目標を踏まえ95%とすることを目標とする。

第4章 耐震化の促進を図るための施策

建築物の耐震化を促進するためには、その所有者が地域防災対策は自らの問題、地域の問題という認識の下で主体的に取り組むことが必要不可欠である。

民間建築物に対する支援は、その所有者の取り組みが上手く機能するよう、必要な情報提供と適切な誘導に努め、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、市民の自主的、主体的な取り組みを推進する。

1. 施策の取り組み方針

(1) 基本的な取り組み方針

○建築物の耐震化の促進

建築物所有者の自助努力、自治会の防災活動等により耐震化が促進されるよう誘導すると共に、必要な補助事業の導入を検討する。

○建築物の耐震化向上に関する啓発及び情報提供

建築物所有者等に、大規模地震が発生した場合の被害の大きさ及び耐震改修等の必要性について積極的な普及啓発に努める。

(2) 優先的に耐震化すべき建築物

耐震性が不足している恐れのある木造住宅（建築年不明建築物含む）及び以下の建築物について重点的に耐震化を図る。

- ・避難所となる小学校・中学校・高等学校・体育館等・集会所等
- ・不特定多数の人が利用する店舗・ホテル・集会場などの施設
- ・緊急輸送道路を閉塞する恐れのある施設
- ・要安全確認計画記載建築物（防災拠点、避難所、避難路等沿道建築物等）

2. 耐震化への誘導及び支援策等

(1) リフォームに併せた耐震改修の誘導

建築主にとって、住宅設備やバリアフリー化等のリフォームの機会を捉えて耐震改修を行うと、別々に改修するのに比べ経済的であり、リフォームに併せて耐震診断及び耐震改修が行われるよう誘導を図る。

(2) 市が実施する支援策

自力で耐震改修することが困難な所得の低い高齢者世帯が多く存在することから、国・県の補助事業等を活用し必要な助成制度を推進していく。

(3) 地域との連携

地震防災対策では「自らの生命は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」という自助共助の考え方が重要であり、市は地域との連携を強化し普及促進を図る。

3. 地震防災に関する啓発のための施策

(1) 地震防災マップの作成

住民及び所有者等の意識啓発を図り住宅・建築物の耐震診断・改修を促進させるため、市において、想定する大規模地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を作成及び公表することについて検討する。

また、地域の状況に応じて地盤の液状化やがけの崩壊の危険性、市街地の火災の危険性等についても地震防災マップに表現し、様々な危険性の存在の周知に努める。

(2) 地震時の総合的な安全対策に関する施策

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラスの落下防止、天井の落下防止、エレベーターの閉じ込め防止、家具の転倒防止等被災時に危険となる、建築物以外の地震予防対策についても啓蒙周知に努める。

(3) 広報用ビデオ等の活用

リーフレットや事例集など個別に配布するメディアのほかに、所有者の体験談・感想や工法別の工事概要を記録したビデオ、DVD 等を利用し、多数が参加するセミナーや講習会における学習教材として活用するよう努める。

(4) セミナー・講習会の開催

市民の地震防災に関する意識啓発と知識普及を図るため、一般市民向け又は特定建築物所有者向けのセミナー、講習会等の開催に努める。また、それにあわせ島根県建築士会の協力を得て耐震診断・耐震改修に関する無料相談会を設け、個別の事例の対応方法についてアドバイスを行う。

(5) 各種行事を活用した広報の実施

建築防災週間及び違反建築物防止週間における立入指導や広報活動、毎年 10 月に実施される住宅月間における各種催しなど、既存の行事・活動を通して、積極的に地震防災対策についての啓発を行うよう努める。

(6) 市職員等による「個別訪問」の実施

市職員等が直接住宅所有者に、地震による危険性、耐震改修の必要性、支援制度等を説明し、その場で質疑応答することにより、耐震診断及び改修に対する意識改革を図っていく。また、県や（一社）島根県建築士会等関係機関の協力を得ながら個別訪問の実施を検討する。

4. 耐震化に関する普及啓発のための施策

(1) 相談窓口の設置

住宅・建築物所有者等が気軽に耐震診断・改修の相談ができるようにするため、市は引き続き、建築課相談窓口において、耐震化に関する相談及び情報提供の充実に努め、安心して耐震改修できる環境を整備する。

《益田市相談窓口》

相談窓口	相談窓口場所	受付時間	電話番号
建設部建築課	市役所分館 3 階	8 : 30 ~ 17 : 15	0856-31-0668

(2) 耐震診断士の派遣制度

県が行っている「島根県木造住宅耐震診断士登録制度」、「島根県耐震改修設計施工技術者登録制度」により、耐震診断が可能な設計士等の派遣制度を検討する。

(3) 耐震改修モデル設計による地域学習会の開催

耐震化率の低い木造戸建て住宅の耐震化を促進するため、県が実施する「耐震改修モデル設計による地域学習会」に協力し、市民の地震防災に関する意識を啓発し自主的な耐震診断・改修を促進するよう努める。

(4) 優遇税制の周知

住宅については、所得税特別控除の減額措置などの耐震改修促進税制について、市民への周知に努める。

5. 関係団体等による連携体制の整備

(1) 建築関係団体との連携体制

建築物の耐震化を促進するためには、建築関係団体の役割が極めて重要であることから、建築物の耐震化をはじめとする地震防災対策に係る行政施策への協力やボランティア活動などの地域貢献に積極的に取り組むよう要請する。

(2) 地震被災建築物応急危険度判定の実施

地震発生後の応急対策として、余震等による二次災害を未然に防止するため、県、市、(一社) 島根県建築士会と連携して地震被災建築物応急危険度判定を実施する。

6. 既存耐震不適格建築物の所有者に対する法的措置等の実施方針

(1) 耐震診断結果の報告の義務づけ

島根県建築物耐震改修促進計画(平成29年3月)より、大規模地震が発生した際、被災者支援・救護活動等・消火活動等に重大な支障がないよう、要安全確認計画記載建築物が指定されており、対象建築物の耐震診断結果の報告が義務づけられている。

- ① 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な既存耐震不適格建築物(地域防災計画において災害時に利用することを想定している建築物をいう。)として、表1に掲げる建築物が指定されている。

表 1

所有者	災害時の用途	施設名称	所在地
益田市	防災拠点	美都総合支所	美都町都茂 1803-1
		豪雪山村開発総合センター	匹見イ 1260
		地域生活支援センターポケットプラザ	乙吉町イ 110-1
	避難所	市民学習センター	元町 11-26

- ② 通行を確保すべき道路沿いの建築物に係る「地震発生時に通行を確保すべき道路」として表2に掲げる道路が指定されている。

表 2

道路種別	路線名	益田市における該当区間
一般国道	山陰道(国道9号益田道路)	遠田IC～国道9号交点
一般国道	国道9号	浜田市境～県道35号線(益田停車場)交点
一般国道	国道9号	山陰道交点～津和野町境
一般国道	国道191号	国道9号交点～山口県境
主要地方道	益田停車場線	国道9号交点～益田澄川線交点
主要地方道	益田澄川線	益田停車場線交点～益田市役所
一般県道	石見空港線	石見空港飯田線交点～萩・石見空港

表1において指定を受けた建築物、及び表2において指定を受けた道路沿いの既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告期限は以下のとおりである。

指定年月日	対象建築物	診断結果の報告期限
平成30年4月1日	表1に掲げる既存耐震不適格建築物	平成33年3月31日
平成30年4月1日	表2の道路沿いの既存耐震不適格建築物	平成38年3月31日

